

令和8年第3回(1月)

上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和8年1月26日(月)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2403会議室
- 3 付議事項
 - 議案第23号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抹消について
 - 議案第24号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録について
 - 議案第25号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議1 衆議院議員総選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票計画について
- 5 報告事項
 - 報告1 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置について
 - 報告2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の巡回について
 - 報告5 専決処分した内容について
- 6 その他
 - 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和7年度 明るい選挙啓発標語コンクール 佳作

「みんなの1ぴょう+とうひょうする=よいみらい」 中郷小学校1年 櫛 湊斗 さん

議案第 23 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿から抹消する。

令和 8 年 1 月 26 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 8 年 1 月 1 日 から 令和 8 年 1 月 25 日 までの間の	死亡者数 A	111	115	226
	転出者数 B	112	87	199
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		223	202	425

議案第 24 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録を行う。

令和 8 年 1 月 26 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 7 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	74,646	77,806	152,452
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時 登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	395	395	790
今回選挙時登録における新規登録者数 F	391	274	665
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	74,642	77,685	152,327

議案第 25 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う令和 6 年 10 月 14 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	152,327 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数 3,047 人
3	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数 25,388 人
4	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数 50,776 人

(1 月 26 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律 第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求(副市長、選挙管理委員、監査委員)	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項	〃

協議 1 衆議院議員総選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

衆議院議員総選挙における違反の疑いのあるポスターについて、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所をFAX等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・上記の他、選挙運動期間中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を发出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

協議 2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票計画について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画等を取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

1 開票計画 別紙 1 のとおり

2 検収・開票事務要領 別紙 2 のとおり

報告 1 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置について

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置状況を別紙 3 のとおり報告する。

報告 2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙 4 のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報

告する。

(1月27日告示予定)

報告3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙5のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報告する。

(1月27日告示予定)

報告4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の巡回について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における当日投票所の巡回を実施しないこととしたことを報告する。

報告5 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件名
3	令和8年1月22日	令和8年第3回（1月）上越市選挙管理委員会臨時会について
4	令和8年1月22日	令和8年第4回（1月）上越市選挙管理委員会臨時会について
5	令和8年1月23日	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

